

会津若松市告示第 106 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
会津若松市湊町地内の字の区域を別紙のとおり画定するので、同条
第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の画定は、国土調査法（昭和26年法律第180
号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生じる。

平成22年12月17日

会津若松市長 菅 家 一 郎

この写しは原本と相違ありません

平成22年12月17日

会津若松市長 菅 家 一 郎



湊町大字共和地区 字の区域の画定調書

新たな字名 同左に包含される区域

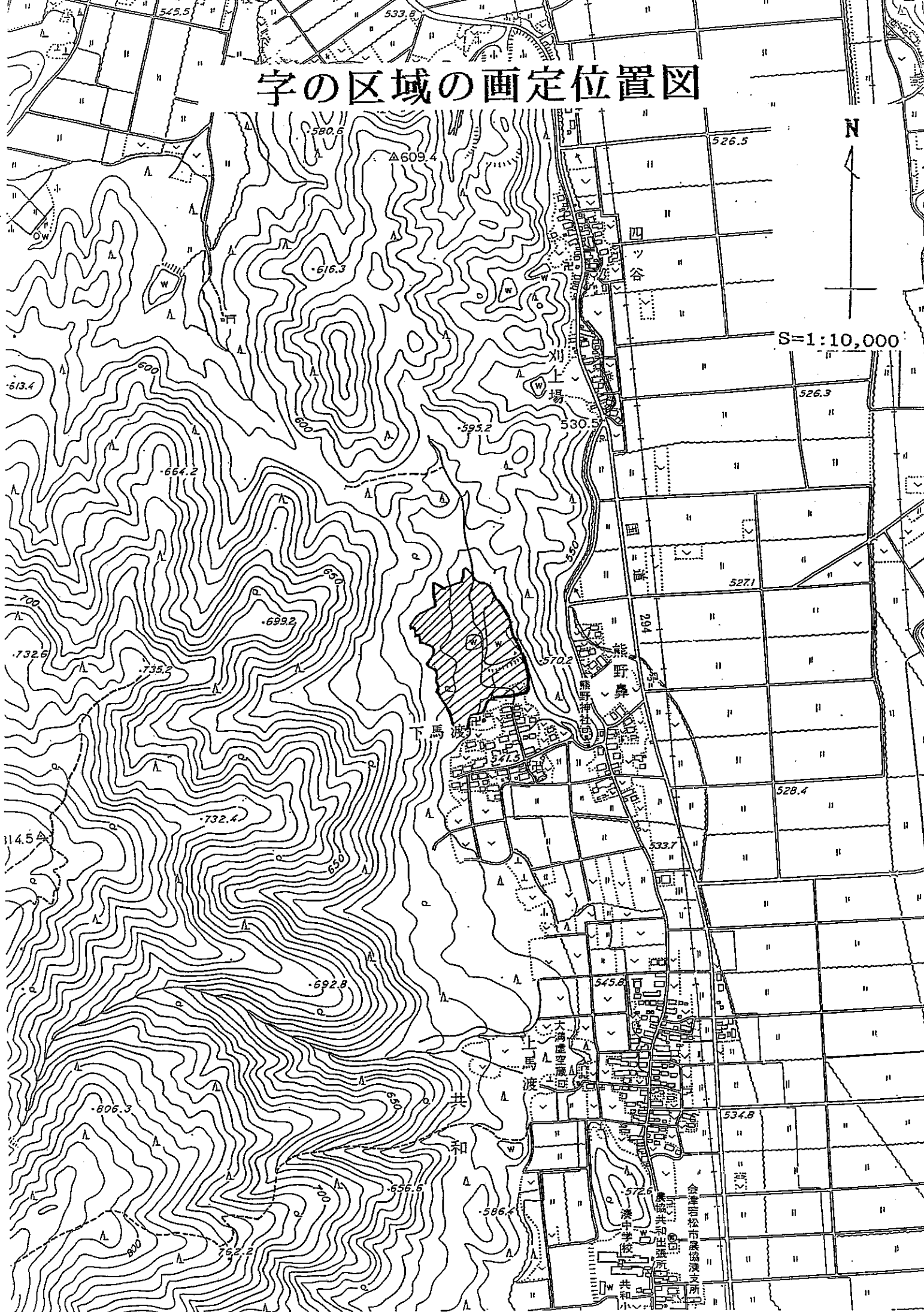
湊町大字共 湊町大字共 全部

和字北山 和字北山一

湊町大字共 全部

和字北山二

字の区域の画定位置図



字の区域の画定概略図



S=1:2,500



凡		例	
新字界	旧字界	新字名	旧字名
—●—	- - -	大文字	(小文字)